

被ばく上限100→250ミリシーベルトに

原子力規制委員会は20日、原発で過酷事故が起きた際に収束作業に当たる作業員らの被ばく放射線量の限度に関する法令の改正案をまとめた。現行の上限は100ミリシーベルトだが、250ミリシーベルトに引き上げる。

東京電力福島第1原発事故では高い放射線量下で緊急作業に当たったため、政府が特例措置として一時的に上限を250ミリシーベルトに引き上げた。今後、原発の再稼働が見込まれることから、規制委は見直しを急いでいた。250ミリシーベルトへの引き上げは、免疫機能の低下を確実に予防できるレベル

規制委 原発事故作業で引き上げ

ルとする厚生労働省の報告書や海外の事例を根拠とした。原子炉の非常用冷却機能が喪失するなど原子力災害対策特別措置法15条（緊急事態）に該当する場合には自動的に引き上げられる。

この日の記者会見で田中俊一委員長は、現行の上限だと事故対応の足かせとなりかねないことに懸念を示した上で「大きな事故に拡大させないようすることが事業者の責任。一歩前進したと思っている」と述べた。

規制委は21日から30日間の意見公募を経て放射線審議会に諮問。原子炉等規制法の規則などを改正し、来年4月に施行する方針。